

保険料率（額）の引き上げ改定、地方事務所の統廃合等について

本組合の保険財政につきましては、平成 26 年度におきましても、組合員数の減少等による収入面でのマイナス要因が続く一方、医療費は増加の一途をたどっており、更に、これまでと同様に保険料収入の過半を占める水準で、高齢者医療制度等の他制度への負担額を支出せざるを得ない状況が続くことから、収入不足の状況がなお一層深刻化するものと見込まれます。

そのため、職員数の削減、四国事務所の統廃合等の組織改革により経費節減を図るほか、次のとおり保険料率（額）の引き上げ改定を実施いたします。

厳しい経済情勢の中、事業主及び組合員の皆様に更なる負担増をお願いすることは誠に恐縮ではございますが、保険財政の健全化を図るため、四国事務所の閉鎖と併せまして、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 保険料率（額）の引き上げ改定について

平成 26 年 4 月分（平成 26 年 5 月納付分）から次のとおり引き上げます。

① 40 歳未満・65 歳以上 75 歳未満の組合員（介護保険第 2 号被保険者である組合員以外の組合員）
組合員・事業主負担分合計 1,000 分の 89 → **1,000 分の 91**

② 40 歳以上 65 歳未満の組合員（介護保険第 2 号被保険者である組合員）
組合員・事業主負担分合計 1,000 分の 101 → **1,000 分の 104**

③ 後期高齢被保険者である組合員
組合員・事業主負担分合計 9,000 円 → **9,300 円**

第一種組合員の保険料率（額）の引き上げ改定の内容

区 分	これまで		改 定 後	
	組合員負担分	事業主負担分	組合員負担分	事業主負担分
医療分	1,000 分の 30	1,000 分の 40	1,000 分の 31 (+1,000 分の 1)	1,000 分の 41 (+1,000 分の 1)
後期高齢者 支援金分	1,000 分の 8	1,000 分の 11	1,000 分の 8 (変更なし)	1,000 分の 11
① 小計	1,000 分の 38	1,000 分の 51	1,000 分の 39 (+1,000 分の 1)	1,000 分の 52 (+1,000 分の 1)
介護分	1,000 分の 6	1,000 分の 6	1,000 分の 6.5 (+1,000 分の 0.5)	1,000 分の 6.5 (+1,000 分の 0.5)
合計 (①+②)	1,000 分の 44	1,000 分の 57	1,000 分の 45.5 (+1,000 分の 1.5)	1,000 分の 58.5 (+1,000 分の 1.5)
後期高齢 被保険者分	3,900 円	5,100 円	4,050 円 (+150 円)	5,250 円 (+150 円)

(注) 第二種組合員に係る保険料額も同様に引き上げます。

2 四国事務所の閉鎖について

平成 26 年 3 月 31 日をもって四国事務所を閉鎖し、4 月 1 日から関西事務所に統合しました。

これまで四国事務所で行ってまいりました被保険者証の交付等の事務につきましては、今後、関西事務所で行うこととなりますが、保健師、栄養士につきましては、これまでと同様に高松市を拠点とし、従来どおりのサービス水準を維持することとしております。

昭和 33 年の開設以降、50 年余りに亘り、四国 4 県の事業主並びに被保険者の皆様には大変お世話になり、心よりお礼申しあげますとともに、今後とも何卒よろしくお願い申しあげます。

3 所得調査の実施について

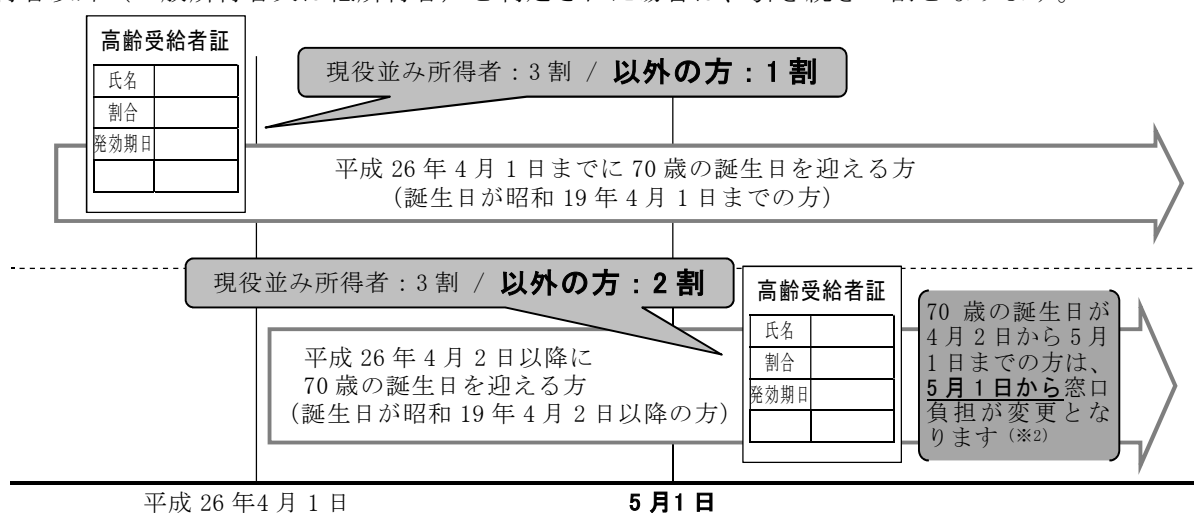
平成 26 年度においては、厚生労働省で国保組合の国庫補助金の有り方を検討するための参考とするため、同省の通知に従いすべての国保組合を対象とした所得調査が実施される予定です。

所得調査の対象者として選定された組合員（被保険者）には、事業主の皆様を通じて所得証明書類などの必要書類の提出についてご依頼申しあげますので、お手数をお掛けすることとなり恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、必要書類の提出についてご協力賜りますようお願いいたします。（実施時期は 6 月～9 月頃の予定です。）

4 70 歳以上の被保険者の一部負担金等軽減措置の見直し

平成 26 年 4 月 2 日以降に 70 歳の誕生日を迎える被保険者のうち、現役並み所得者^(※1)以外の方は、窓口負担が 2 割となります。

ただし、下表のとおり、平成 26 年 4 月 1 日までに 70 歳の誕生日を迎える被保険者が、現役並み所得者以外（一般所得者又は低所得者）と判定された場合は、引き続き 1 割となります。



※ 1 現役並み所得者とは、市町村民税課税所得額が 145 万円以上である 70 歳以上の被保険者が同一世帯にいる方をいいます。

2 70 歳となられた場合の一部負担金の割合は、70 歳の誕生日が属する月の翌月（月の初日が誕生日の場合はその月）から適用されます。

5 産前産後休業期間中の保険料免除、同休業終了後の基準報酬月額改定の実施

- 第一種組合員が産前産後休業を取得した場合、保険料免除申請書を提出いただくことにより組合員負担分及び事業主負担分の保険料を免除します。

- 保険料免除期間は、第一種組合員が産前産後休業を取得した日の属する月から、同休業を終了した日の翌日が属する月の前月までとなります。
- 出産前に申請された場合であって、出産予定日と出産日が相違したときは、産前産後休業期間も変更となりますので、同休業期間の変更について改めて申請いただく必要があります。
- 産前産後休業終了後、引き続き育児休業を取得された場合は、育児休業等期間中の保険料免除の申請をいただくことにより組合員負担分及び事業主負担分の保険料を免除します。

詳しくは、『[産前産後休業期間中の保険料免除について](#)』をご覧ください。

- 第一種組合員が産前産後休業を終了したときは、育児休業等を終了したときと同様に、基準報酬月額変更届を提出いただくことにより基準報酬月額を改定します。

- 産前産後休業終了後の 3 か月間に支払いを受けた報酬月額に基づき、翌 4 か月目から基準報酬月額・等級を改定します。
- 産前産後休業終了後、引き続き育児休業を取得した場合は、この改定を行うことはできません。